

秋田公立美術大学編入学等に関する規程

平成25年4月1日

規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（秋田公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第30条第2項の規定に基づき、編入学および転入学（以下「編入学等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 編入学等の時期は学年の始めとする。ただし、転入学については学長が特別の事情があると認めるときは、学期の始めとすることができる。

(編入学等の年次)

第3条 編入学の年次は3年次とし、転入学の年次は、学長が決定する。

(在学年限)

第4条 編入学等により入学した者は、学則第30条第1項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(入学志願手続)

第5条 編入学等を志願する者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(1) 入学願書（秋田公立美術大学所定の様式により、本人が作成したもの）

(2) 学業成績証明書（出身学校長等が作成し、修得単位が記載されたもの）

(3) 転入学志望者にあつては現に在学する大学の許可書、編入学志望者にあつては卒業（見込）証明書もしくは在学証明書又はこれらに準ずる証明書

(4) 前3号に定めるもののほか、学長が必要と認める書類
(選考)

第6条 編入学等の志願者に対する選考は、入試委員会の委員の中から学長が指名する委員によって構成される編入学等選考委員会を設置して行う。

2 編入学等の決定は、編入学等選考委員会の選考に基づき、入試委員会の議を経て学長が行うものとする。

(入学手続および入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(授業料)

第8条 編入学等をした者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

2 編入学等をした者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(既修得単位の認定)

第9条 学長は、編入学等をした者が出身大学等において既に履修した授業科目および修得した単位について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業の認定のために必要な単位として認定することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、編入学等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。